

GODAクラウド サービス 利用申込書

高砂熱学工業株式会社 宛

お申込 年月日	年 月 日
------------	-------

全国ビルメンテナンス協会員	
エコチューニング事業者	

※該当する箇所に○をしてください。

- ご利用申込者様を甲、高砂熱学工業株式会社を乙とします。
- 申込書を乙にご提出いただいた後、乙による確認が完了した時点で、甲乙間にて本サービスに関するご契約が成立します。
- 甲及び乙との間に成立する本サービスに関する契約は、本申込書の記載及び『GODAクラウド サービス提供約款』の定めに従うものとします。

(甲)ご利用申込者様情報

太枠内をご記入ください。

貴社名	フリガナ			印
ご住所	フリガナ			
	〒			
ご担当者名	フリガナ	部署名		
TEL		E-mail		

請求書送付先 (ご利用申込者様情報と同じ場合、『同上』とご記入ください)

ご住所	〒			
ご担当者名	フリガナ	部署名		

施設情報

施設場所	〒			
施設名称(サーバ登録用)全角20文字				
データ送信元のEメールアドレス※4				

サービス利用料

サービス利用料は、**データ登録の翌月度からの発生**となります。

初期費用(税別)	サービス利用料(税別) ^{※2} (年額一括前払)	登録するポイント数	最短データ計測間隔
<input type="checkbox"/> 初期費用 200,000円 <input type="checkbox"/> 送信キット 250,000円	<input type="checkbox"/> 基本サービス料 240,000円 サービス加算料金 円	点	分
	<input type="checkbox"/> 追加ID費用 追加ID数×24,000円 <input type="checkbox"/> 送信キット通信費用 36,000円		希望ユーザID数 ^{※1}
合計(税別) ①初期費用 ②サービス利用料(年額)	円 円		

(1)初期費用には、クラウドサーバへのポイント登録作業、データ自動変換の作業が含まれています。

特殊なデータ構造の場合、別途費用が発生することがあります。初回後のポイント追加・変更は別途見積致します。

(2)契約は年単位とし、期間満了日30日前までにご解約されない場合は、その後1年間更新されるものとし、以後も同様となります。

(3)途中でご解約される場合は、お支払いいただいたサービス利用料は返金いたしません。

※1：IDは、1施設あたり2つまで基本サービス料金で使用可能です。3つ目より、1IDにつき2,000円/月の追加料金が発生します。

※2：基本のサービス利用料は1施設あたり月額20,000円です。以下に示す場合、加算料金が発生します。データ登録後、確定した額をお知らせします。

最短データ計測間隔 1分・5分 ⇒ 1施設あたり5,000ポイントが標準(5,000ポイントごとに1施設追加とみなす)

最短データ計測間隔 10分・30分・60分 ⇒ 1施設あたり10,000ポイントが標準(10,000ポイントごとに1施設追加とみなす)

※3：送信キットご利用の場合、送信キット費用250,000円と、通信費3,000円/月が掛かります。

※4：送信キットご利用の場合、データ送信元のEメールアドレスは記入頂かなくて結構です。

お支払い方法

データ登録完了後、乙から甲に対して請求書を送付いたしますので、請求書記載の期日までに、1年分お支払い頂きますよう、お願いいたします。

お振込に際しての手数料はお客様負担となります。

データ登録希望

登録希望日	年 月 日	別途乙からご利用可能開始日をご担当者様にご連絡いたします。
-------	-------	-------------------------------

お申込の流れ

申込会社様(記入・押印) ⇒ 高砂熱学工業株式会社(原本管理) ⇒ 申込会社様(写し)
送付先 goda-cloud@tte-net.com

乙記入欄 (本欄には記入しないでください。)

GODAクラウド事務局	受付日	年 月 日	サービス開始年月	年 月 ~
	受理番号		確認者	



GODA クラウド サービス提供約款

制定日 2018.4.1

第1条 (約款の適用)
本約款は、高砂熱学工業株式会社(以下、「当社」という。)が提供するクラウド型エネルギー分析サービス「GODAクラウド」(以下、「本サービス」という。)の利用に関する契約の一切に適用される。

第2条 (約款の変更)

- 当社は、相当の予告期間において変更後の約款の内容を本サービスの利用者(以下「利用者」という。)に通知することにより本約款を変更できるものとする。
- 変更後の新約款は、当社が定めた期日より本サービスの提供および利用に関する一切について適用される。

第3条 (サービス利用契約の成立)

- 本サービスを利用しようとする者は、本約款の内容を承諾したうえで当社所定の「GODAクラウド サービス利用申込書」(以下「申込書」という。)を当社に提出するものとし、当社がこれに対し承諾の通知を発信したときに本サービスの利用契約が成立するものとする。
- 当社は、本サービスの利用契約の成立後、申込書の記載に従い利用者の登録を行い、利用者に対しサービスの利用開始日を通知する。

第4条 (本サービスの内容)

- 当社が提供する本サービスの内容は次のとおりとし、詳細については別途仕様書において定める。

①計測データの登録・管理	計測データのサーバ登録およびサーバ上での計測データの保存・管理
②分析機能の提供	インターネット経由でエネルギーデータを分析できる機能の提供および分析結果のサーバ上での保存・管理
③計測データおよび分析結果のマッピング機能の提供	画面上に、計測データや分析結果をマッピングおよびリンクする画面作成機能の提供および作成画面の保存・管理

- 本サービスの利用にあたり、利用者は、以下の業務を自らの負担と責任において行うものとする。
①本サービスを導入した施設に設置された中央監視装置からのデータ(以下「計測データ」という。)の取出し ②計測データをメール添付の方法で当社に送付すること ③本サービスの分析機能を用いた計測データの分析および当該分析結果(以下「分析データ」という。)に基づく利用者の施設のチューニング ④計測データおよび分析データのバックアップ

第5条 (本サービスの利用)

- 当社は、利用者に対して、本サービスを利用するためのID(以下「ログインID」という。)およびパスワードを付与する。ログインIDは、本サービスを導入する施設1件につき2つ付与するものとする。ただし、1件の施設において3つ以上のログインIDの使用を希望する利用者は、当社に申請することにより希望する数のIDの付与を受けられるものとし、この場合、利用者は2を超えるID数に2,000円(税別)/月額を乗じた金額を当社に対し支払うものとする。
- 利用者は、ログインIDおよびパスワードを善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、利用者以外の第三者にログインIDおよびパスワードを開示・漏洩してはならない。
- 利用者は、前条第2項各号の業務を第三者に委託する場合には、当社の事前の書面による承諾を得るものとし、当該第三者に対して、前項および第8条に基づき自らが負う義務と同等の義務を負担させるものとする。
- 利用者は、自らの従業員または前項に基づき業務を委託した第三者の従業員の中から前条第2項第2号の業務を行う担当者を選任し、当該担当者のメールアドレス等の別途当社が指定する事項を当社に通知するものとする。

第6条 (本サービスの対価)

利用者は、本サービスを利用する施設1件につき以下の対価(以下まとめて「本サービス対価」という。)を別途当社が指定する方法により支払うものとする。

- 初期登録費用 200,000円(税別) 初回後のポイント変更については、別途見積とする。
- 利用料
<最短データ計測間隔が1分または5分の場合>
計測ポイント数が5,000以下の場合、月額20,000円(税別)とする。ただし、計測ポイント数が5,001以上の場合には、超過するポイント数5,000までごとに月額20,000円(税別)を加算する。
<計測データ計測間隔が10分以上の場合>
計測ポイント数が10,000以下の場合、月額20,000円(税別)とする。ただし、計測ポイント数が10,001以上の場合には、超過するポイント数10,000までごとに月額20,000円(税別)を加算する。
- 施設1件につき3以上のIDを利用する場合には第5条第2項で定める料金
- 利用者が本サービスの利用にあたり特別な対応を必要とする場合において、両者協議の上で決定した料金

第7条 (本サービスの契約期間)

本サービスの契約期間は、本サービスの利用開始日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに利用者が当社に対して書面をもって解約の申入れをしない限り、同一の条件で更に1年間サービス利用契約が更新されるものとし、以後も同様とする。

第8条 (秘密保持義務)

- 当社および利用者は、本サービスの提供にあたって相手方から開示された技術上、営業上の情報および個人情報の保護に関する法律(平成15年法律57号)第二条第一項に定める個人情報については本サービスの提供および利用の目的にのみ利用するものとし、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示・漏洩してはならないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りではない。
①開示を受けたときに、既に自ら所持していた情報。②開示を受けたときに、既に公知または公用であった情報。③開示を受けた後、自己の責に帰すべき事由によることなく公知または公用となった情報。④開示を受けた後開示された情報と関係なく独自に開発した情報。⑤第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報。

- 前項の規定は、本サービス利用契約の終了後も有効に存続する。

第9条 (計測データ・分析データ・作成画面の利用)

前条の規定に関わらず、当社(当社のグループ会社を含む。以下本条および第12条第2項において同じ。)は、当該データが計測された施設および当該データを本サービスに登録した利用者が特定されないよう各データに加工を施した上で、利用者が本サービスに登録した計測データおよび分析データ、並びに利用者の作成画面を次の目的のために利用することができる。なお、いずれの場合においても、当社は、データの出所(施設および利用者)が利用者以外の者に明らかにならないよう留意するものとする。ただし、本サービスに登録した計測データと分析データおよび利用者の作成画面を利用する場合、並びにそれらを加工したものを利用する場合は、利用者に事前に書面にて了承をとるものとする。

- 当社による本サービスの維持・管理および改善・改修の提案
- 当社による利用者以外の顧客(潜在顧客を含む。以下本条において同じ。)に対する営業活動その他の事業活動
- 上記(a)及び(b)に付随する活動(顧客へのデータの頒布を含む。)

第10条 (権利義務の譲渡等の禁止)

利用者は、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、本サービス契約の当事者たる地位を譲渡し、または本サービス契約により生ずる権利を譲渡もしくは担保に供し、もしくは義務を承継させはならないものとする。

第11条 (本サービス契約の解約・解除)

- 利用者は、解約を希望する日の30日前までに書面により当社に解約の申し込みをすることにより、本サービスの利用契約を解約することができる。
- 当社は、利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告その他何等の手續を要することなく、本サービスの利用契約を解除することができるものとする。
①手形および小切手の不渡り、または一般の支払いの停止を受けたとき。②第三者より仮差押、仮処分、差押または強制執行等もしくは競売等の申立または公課公租滞納処分を受けたとき。③破産手続開始、特別清算手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始等の申立てまたは任意整理の表明があったとき。④解散、合併または事業の全部または重要な一部の譲渡等を決議したとき。⑤監督官庁より営業の取消または停止等の処分を受けたとき。⑥本約款に違反し、その是正を催告されたにもかかわらず、相当期間内にこれを是正しないとき。⑦資産、信用または事業に重大な変化が生じ、本サービスの利用契約の履行が困難になると見込まれるとき。⑧前各号の1が発生するおそれがあると当社が認めたとき。
- 第1項の解約または前項の解除により本サービスの利用契約が終了した場合、支払い済みの本サービス対価の返金は一切行わないものとする。
- 利用者が前項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、当社に対して負担する一切の金銭債務を直ちに弁済するものとする。

第12条 (知的財産権の帰属)

1. 本サービスにおいて当社が利用者提供するソフトウェア、コンピュータプログラム、ホームページコンテンツ、データ、機器、方法は、当社または第三者が著作権、特許権その他の知的財産を有する。

2. 本サービスを利用する過程で利用者が単独で創作した知的財産およびこれに係る権利は、利用者に帰属するものとする。ただし、本契約上の当社の義務の履行ないし権限の行使は妨げられない。

第13条 (損害賠償および責任の制限)

- 当社は、当社の責めに帰すべき理由により本サービスがまったく利用できない状態(当社が本サービスをまったく提供しない場合または本サービスの利用につき著しい支障が生じ、まったく利用できない状態と同程度の状態を言う。)になった場合には、本サービスがまったく利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が継続したときに限り利用者が被った損害を賠償する。ただし、損害賠償の対象となる損害は利用者が直接の結果として被った通常かつ現実の積極的損害に限定されるものとし、逸失利益などの消極的損害、特別損害および間接損害は含まれないものとする。本サービスにおける情報事故(漏洩、改ざん、喪失等)について、当社に起因する場合を除き当社は責任を負わないものとする。当社に起因する場合とは、当社による事故であることが証明された場合をいい、当社に起因する事故の場合には、当社は本サービスの月額利用料12ヶ月分を上限に損害賠償の支払いを本サービス利用者に行う。
- 当社は、当社の故意または重大な過失による場合を除き、本サービスに登録された計測データおよび分析データの滅失、毀損、漏えい等により利用者が被った損害については責任を負わないものとする。

第14条 (本サービスの終了・変更等)

- 当社は、本サービスの提供を終了する場合、90日以上を予告期間において利用者へ書面で通知するものとする。
- 当社は、当社の判断により、本サービス内容の変更、追加、改廃等(以下「変更等」という。)を行うことができるものとする。本サービス内容の変更等を行う場合には、【30】日以上の予告期間において、当該変更等の内容を利用者へ周知するものとする。

第15条 (反社会的勢力の排除)

1. 当社および利用者は、次の各号の事項を表明し、保証するものとする。

- 自らまたは自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。)が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下まとめて「反社会的勢力」という。)ではないこと、反社会的勢力でなかったことおよび今後も該当しないこと。②自らまたは第三者を利用して相手方に対し暴力的または脅迫的な行為をしないこと。③偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為をしないこと。
- 当社および利用者は、相手方について前項の保証に反する事実が判明した場合には、何らの催告をすることなく本サービスの利用契約を解除することができる。これにより解除した当事者に損害が生じたときは、解除された当事者はその損害を賠償するものとする。なお、当該解除により解除された当事者に損害が生じても、解除した当事者はその損害を賠償しない。

第16条 (合意管轄)

本約款およびサービス利用契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。